

平成21年7月6日

受益者の皆様へ

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

証券投資信託「AGF-FC カナダ資源株ファンド」約款変更
書面決議に関するご通知

平素は弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、弊社ではこのたび、弊社証券投資信託「AGF-FC カナダ資源株ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)約款に下記の通り変更を行うことを提案致したく、法令の定めに基づき、書面決議()の手続についてご通知申し上げます。変更内容及び手続の詳細につきましては、本書のほか添付「書面決議参考書類」にてもご案内申し上げます。

書面決議とは、投資信託約款の変更のうちその変更の内容が重大なもの、投資信託の併合、及び投資信託契約の解約を行おうとする際に、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)の定めに基づき、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める手続をいいます。

つきましては、お手数ですが本書及び添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、議決権を行使いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

なお、この約款変更にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

記

1. 書面による決議の日

平成21年7月28日

(書面決議の手続に関する日程)

受益者及び受益権数の確定	平成21年7月6日
書面による議決権の行使の期間	平成21年7月6日～平成21年7月27日
書面による決議の日	平成21年7月28日(本件変更の可否決定日)
約款変更適用日(予定)	平成21年8月18日(予定)*

*「書面決議参考書類」の「3.投資信託約款の変更がその効力を生ずる日」をご参照ください。

本書面決議におきましては、平成21年7月6日時点の受益者の方(平成21年7月2日までに取得の申込みをなされた方を含みます。)を対象としております。

2. 投資信託約款の変更の内容及び理由

添付「書面決議参考書類」の「1. 投資信託約款の変更の案（新旧対照表）」に記載の通り、当ファンドの名称、主要投資対象及び休業日に関し、約款の変更を行います（以下「本件約款変更」といいます。）。

当ファンドの主要投資対象「AGF-FC Trust Canadian Resources Fund」に関し、管理会社より「運用を担当する AGF Funds Inc.が海外業務縮小により辞任を申入れてきたため、今後の適切なファンド運用が困難と見込まれる」旨、連絡を受けました。

弊社といたしましては、信託財産の長期的な成長を目指すという当ファンドの目的を達成するため、当ファンドを継続し運営を図ることが必要であり、資源株運用に長年の実績を持つ RBC Asset Management Inc.が運用を行う「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」（以下「Global Resources Fund」といいます。）へ投資を行なうことが適切であると判断するに至りました。なお、RBC Asset Management Inc.はカナダ最大の金融グループである RBC Financial Group に属するカナダ最大規模の運用会社のひとつです。

弊社では、この変更が受益者様の資源株投資の継続に資すると考えており、当ファンドの更なる発展を期待しております。

本件約款変更は、投信法で定める「変更の内容が重大なもの」に該当するものと判断し、同法に定める手続にしたがい、書面による決議を行うものです。

3. 議決権の取扱いと書面決議の方法

賛否の表示がない議決権行使書は賛成の表示があるものとして取扱い、同一受益者の方が同一の議決権を複数回行使された場合は、行使期限に最も近いものを有効な議決権行使として取扱います。

なお、約款第46条第3項の規定に基づき、議決権を行使することができる受益者が議決権を行使されない場合は、本件について賛成するものとして取扱います。

4. 議決権の行使の方法及び期限

別添の議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、下記宛にご郵送ください。

宛先

〒106-6137 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー37F

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

「AGF-FC カナダ資源株ファンド」の約款変更に関する取扱い窓口

議決権の行使の期限：平成21年7月27日（委託会社（弊社）到着分まで有効）

5. 受益権の買取請求の内容及び手続について

本件約款変更が可決された場合、書面決議において本件約款変更反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもって買

い取ることを請求することができます。なお、上記買取請求は任意であり、買取請求により換金を強制されるものではありません。引き続き受益権を保有することも、通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

買取請求期間：平成21年7月29日から平成21年8月17日まで

お申込場所：お取引の販売会社の窓口

買取価格：受益者から特に異議のない限り、受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額によります。なお、解約価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課されます。

その他費用：受託者から受益者のご指定の銀行口座に買取代金を振込む際の振込手数料等は受益者の負担となり、買取代金から差し引いてお振込みします。なお、手続の関係上、通常の一部解約により換金する場合よりお支払いまでにお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

買取請求に関する詳細は、該当する受益者の方に直接ご案内申し上げる予定です。

以上

* ご不明な点がございましたら、弊社又はお取引の販売会社にお問い合わせください。

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社 お問い合わせ窓口

電話番号 03-5413-5255 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

* お客様の情報は個人情報保護法に基づき制定された弊社、販売会社および受託者(再信託受託者を含みます)の個人情報に関する社内規定により保護されます。

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の案（新旧対照表）

下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(ファンド名称) <u>グローバル資源エネルギーファンド</u></p> <p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 <u>ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)</u>の投資証券(米ドル建て) (略)</p> <p><u>また、次の有価証券に投資することがあります。上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの</u></p> <p>(2) 投資態度 当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である RBC Asset Management Inc. が運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。 当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行ないます。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。 (略)</p> <p>投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 <u>上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。</u> <以下省略></p>	<p>(ファンド名称) <u>AGF-FC カナダ資源株ファンド</u></p> <p>(運用の基本方針) 2. 運用方法 (1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 <u>ケイマン籍の契約型外国投資信託「AGF-FC Trust Canadian Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)</u>の受益証券(カナダドル建て) <u>(当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 投資態度 当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である AGF Funds Inc. が運用する外国籍の受益証券を通じて、カナダを中心とする資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。 当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行ないます。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位(信託財産の純資産総額の 90%程度以上)とすることを基本とします。 (略)</p> <p>投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。 (新設)</p> <p><以下省略></p>

【受益権の申込単位および価額】

第12条 (略)

前項の場合の取得申込日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

<以下省略>

【投資の対象とする有価証券の範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、第2号に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券、ならびに第3号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

(略)

2. ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)の投資証券(米ドル建て)ならびに Resources Fund 以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

(略)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号に定める投資信託ならびに第2号に定める外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)を以下「投資信託証券」といいます。

<以下省略>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 (略)

一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

<以下省略>

【受益権の買取り】

第39条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 (略)

前項の場合の取得申込日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

<以下省略>

【投資の対象とする有価証券の範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、第2号に掲げる外国投資信託の受益証券、ならびに第3号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することができます。

(略)

2. ケイマン籍の契約型外国投資信託「AGF-FC Trust Canadian Resources Fund」の受益証券(カナダドル建て)

(当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。)

(略)

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号に定める投資信託および第2号に定める外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)「投資信託証券」といいます。

<以下省略>

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 (略)

一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

<以下省略>

【受益権の買取り】

第39条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

<p>ただし、販売会社は、トロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該受益権の買取請求を受け付けません。</p> <p><以下省略></p> <p>【信託契約の一部解約】</p> <p>第40条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルク証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。</p> <p><以下省略></p>	<p>ただし、販売会社は、トロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合には、当該受益権の買取請求を受け付けません。</p> <p><以下省略></p> <p>【信託契約の一部解約】</p> <p>第40条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。</p> <p><以下省略></p>
---	---

2. 受益権の内容の変更又は受益権の価値への影響の内容及び相当性

本件変更では、当ファンドは新たに RBC Asset Management Inc.（後述）が運用を行う Global Resources Fund を主要投資対象として組み入れる一方、保有する AGF-FC Trust Canadian Resources Fund の買戻し（売却）等を順次行います。

これに伴い、実質的な投資先が「カナダを中心とする資源関連企業の株式等」から「世界の資源関連企業の株式等」となることから、カナダ以外の世界の資源株の値動き等による影響をより受けるリスクが生じると考えられますが、それと同時に実質的な投資先が世界的により分散することとなるなど、当ファンドのパフォーマンスへ良好な影響を与える可能性も期待できると考えております。また、組入れる Global Resources Fund は世界的に投資を行うために利便性が高い米ドル建てとなりますので、当ファンドは米ドルの動向による影響をより大きく受けることとなり、カナダドルの影響は減少します。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成21年8月18日に本件約款変更がその効力を生ずるものとします。

（注）Global Resources Fund の設定、Global Resources Fund の設定に関するルクセンブルク金融監督委員会の承認又はルクセンブルク証券取引所への登録等が延期された場合には、それに伴って約款変更がその効力を生ずる日も変更されます。その場合、約款変更がその効力を生ずる日は、弊社のお問合せ窓口（電話番号03-5413-5255 受付

時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です。) 及びインターネットホームページ (<http://www.fcaml.co.jp/>) において確認することができます。

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

本件約款変更の書面決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の賛成を得られなかった場合には、本件約款変更は中止されます。

5. 投資信託約款の変更をする理由

通知書の「2. 投資信託約款の変更の内容及び理由」をご覧ください。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

当ファンドの主要投資対象 Global Resources Fund の換金には、原則として 1 営業日多く要しますので、当ファンドの一部解約金の支払につきましても、変更適用日以降の一部解約お申込分からは現行より 1 営業日延長されることとさせていただきます。また、本件変更に伴う株式売買及び為替取引等に関する費用は間接的に受益者様のご負担となりますが、委託会社は可能な範囲で費用の低減化に努めることといたします。恐れ入りますが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上